

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公募によらずに公営住宅への入居が可能となる事由の改正

既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると認められる場合に公募によらずに当該公営住宅へ入居することを可能とするものとする。

(第五条関係)

第二 入居者資格の改正

一 精神障害者、知的障害者等について、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても公営住宅に入居することができるものとする。

二 入居者又は同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合に、事業主体の裁量により入居者の収入基準を引き上げることができるものとする。

三 現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても公営住宅に入居することができる者の年齢制限及び事業主体の裁量により入居者の収入基準を引き上げることができる場合の年齢制限を、六十歳以上とするものとする。

(第六条関係)

第三 収入超過者に対する措置による家賃の算定方法の改正

収入超過者に対する措置による家賃について、収入の超過の区分及び経過した期間に応じて近傍同種の住宅の家賃まで引き上げるものとする。

(第八条関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成十八年二月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)